

○ SBS_E C o 宅配便 約款

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 運送の引受け（第二条－第九条）
- 第三章 荷物の引渡し（第十条－第十六条）
- 第四章 指図（第十七条・第十八条）
- 第五章 事故（第十九条－第二十一条）
- 第六章 責任（第二十二条－第三十一条）

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 この約款は、売買の目的物で、当社が提供するSBS_E C o 宅配便による荷物の運送に適用されます。

- 2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 3 当社は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 運送の引受け

（受付日時）

第二条 当社は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

- 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（出荷情報）

第三条 荷送人は、当社に荷物の運送を依頼するにあたり、あらかじめ次の事項（以下「出荷情報」という。）を荷物一個ごとに当社所定の電磁的方法により当社に対し通知するものとします。

- 一 荷送人の氏名又は名称、住所、電話番号及び郵便番号
- 二 荷受人の氏名又は名称、配達先、住所、電話番号及び郵便番号
- 三 荷物の品名
- 四 運送上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等荷物の性質の区分その他必要な事項を通知するものとする。）

五 置き配実施の可否及び荷受人の希望する配達方法

(外装表示)

第四条 荷送人は、当社に荷物を引き渡すまでに、前条第一号から第五号まで、及び次の各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面（以下「貼付票」という。）を当社所定の方法（法令に反しない範囲で、二次元コードその他の形式で記載することを含むが、これに限られない。）で出力し、荷物の外装に貼り付けるものとします。

一 宅配便名

二 その他荷物の運送に関し必要な事項

2 当社は貼付票記載の受付日（以下「記載受付日」という。）にかかわらず、荷送人が当該貼付票を荷物に貼付し、これを実際に当社に引き渡した日（以下「実受取日」という。）をもって、当社が当該荷物の運送を引き受けたものとみなします。

3 当社は、電磁的方法により荷送人及び荷受人に対し、必要な事項を開示するものとします。

一 荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号

二 荷受人の氏名又は名称並びに配達先及びその電話番号

三 荷物の品名

四 運送上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）

五 宅配便名

六 当店の名称、住所及び電話番号

七 荷物の運送を引き受けた営業所その他事業所の名称

八 荷物受取日

九 荷物引渡予定日（特定の日時に荷受人が使用する荷物の運送を当社が引き受けたときは、その使用目的及び荷物引渡日時を記載します。）

十 重量及び容積の区分

十一 運賃その他運送に関する費用の額

十二 責任限度額

十三 問い合わせ窓口電話番号

十四 その他荷物の運送に関し必要な事項

(荷物の内容の確認)

第五条 当社は、荷送人が通知した荷物の品名又は運送上の特段の注意事項に疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。

2 当社は、前項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の通知したところと異なるときは、これによって生じた損害を賠償

します。

- 3 第一項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の通知したところと異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。

(荷造り)

第六条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

- 2 荷送人は、SBS_ECO宅配便を利用するに際して、荷物を貼付票一枚あたり、重量二十キログラム以内、かつ三辺の合計が百六十センチメートル以内の大ききで荷造りするものとします。
- 3 当社は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により当社が必要な荷造りを行います。

(引受拒絶)

第七条 当社は、次の場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 二 荷送人が出荷情報として必要な事項を通知せず、又は第五条第一項の規定による点検の同意を与えないとき。
- 三 第六条の定めに従った荷造りがなされておらず、運送に適さないとき。
- 四 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。
 - ア 暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団に該当する者があると認められるとき。
 - エ 当社に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者（荷受人にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当社が判断する者を含む。）であると認められるとき。
- 七 荷物が次に掲げるものであるとき。

ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
イ 当社で特に引受けを拒絶すると定めたもの

①荷物の性質により拒絶するもの

- 現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券類
- クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
- 遺骨、位牌、仏壇
- 銃砲刀剣
- 犬、ネコ、小鳥等のペット類
- 再発行が困難な受験票、パスポート、車検証類
- 再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類
- 花火、灯油、ガスボンベ、シンナー等、発火性、引火性、揮発性のある物品
- 毒物及び劇物類
- 複数の個人情報が入った内容物に含まれたもの

②荷物の価格により拒絶するもの

- 第二十七条に定める責任限度額を超えるもの

八 天災その他やむを得ない事由があるとき。

- 2 当社は運送を引き受けた後に前項第五号又は第六号に該当することを知ったため、運送を行わないこととする場合は、遅滞なくその旨を荷送人に通知した上で、荷送人に返送します。
- 3 前項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります。

(運賃等の収受)

第八条 当社は、国土交通大臣に届け出た運賃その他引受けた運送に関する費用（以下「運賃等」という。）を収受します。

- 2 運賃等は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 3 当社は、収受した運賃等の割戻しはしません。

(連絡運輸又は利用運送)

第九条 当社は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第三章 荷物の引渡し

(置き配)

第十条 当社は、荷物の買主の指示により、荷送人が当社に対して次の各号に定める方法

(以下「置き配」という。)による荷物の引渡しを容認して依頼し、かつ、荷受人が引渡しまでの間に指定場所(以下に定義する。)又は指定者(以下に定義する。)を指定した荷物について、置き配による荷物の引渡しを行います。

- 一 玄関ドア前、自転車かご、車庫、物置、安全な管理及び保管が可能である荷物受け渡し専用保管庫(以下「宅配ボックス」という。)、郵便受けその他の当社が荷物の置き場として社会通念に反しないと認める場所として荷送人及び荷受人にあらかじめ通知した場所であり、かつ、荷受人の住所と同一の建物内又は同一の構内である場所の中から、荷受人が引渡しまでの間に指定した場所(以下「指定場所」という。)に荷物を置く方法
 - 二 荷受人の住所と同一の建物の受付担当者、管理人又はこれに準ずる者の中から、荷受人が引渡しまでの間に指定した者(以下「指定者」という。)に対して荷物を引き渡す方法
- 2 前項の場合、当社は、荷物を指定場所に置き、又は指定者に対して引き渡すことをもって、荷受人に対する引渡しとみなします。
- 3 当社は、第一項にかかわらず、次の各号に掲げる場合、置き配による荷物の引渡しの依頼を拒絶することがあります。この場合、当社は、置き配による荷物の引渡しを行いません。
- 一 荷物一梱包の価格が三十万円を超えるものである場合
 - 二 指定場所が第一項第一号に定める条件を満たさない場合
 - 三 指定者が第一項第二号に定める条件を満たさない場合
 - 四 その他前各号に準じ、当社において置き配による荷物の引渡しを行うことが適当でないと判断する場合
- 4 当社は、第一項にかかわらず、次の各号に掲げる場合、置き配による荷物の引渡しを行ってはならないものとします。ただし、第一号又は第七号に掲げる場合であり、かつ置き配による荷物の引渡しを行う旨の荷受人からの特段の指示がある場合は、この限りではありません。
- 一 悪天候により引渡し後の荷物の安全が確保できないと判断される場合
 - 二 指定場所に荷物が安全に収まらないと判断される場合
 - 三 指定場所への立ち入りができないと判断される場合
 - 四 建物管理規程その他の規程により、指定場所への置き配が禁止されていると判断される場合
 - 五 指定場所又は指定者を確知することができないと判断する場合
 - 六 指定者が受取りを拒んだ場合
 - 七 その他前各号に準じ、当社において置き配の実施が適当でないと判断される場合

(対面等での引渡し方法)

第十一条 当社は、前条に基づく置き配による荷物の引渡しを行わない場合、荷受人に対する対面での荷物の引渡しを行うことができます。なお、当社は、次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡しをもって、荷受人に対する対面での引渡しとみなします。

- 一 配達先が住宅の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者
- 二 配達先が前号以外の場合 その管理者又はこれに準ずる者

2 当社は、荷受人又は前項各号に定める者が不在のため、対面での引渡しを行えない場合、荷受人の隣人（荷受人が集合住宅等に居住する場合はその管理人を含む。）の承諾を得て、その隣人に荷受人への荷物の引渡しを委託する方法による引渡しを行うことがあります。この場合、当社は、当該方法による引渡しをもって、荷受人に対する引渡しとみなします。

（置き配による引渡しが行えない場合等の処置）

第十二条 当社は、第十条に基づく置き配による荷物の引渡しを行わない場合（前条による対面等での引渡しを行わない場合を含む。）、荷受人に対して、荷物の引渡しをしようとした日時、当社の名称、及び問い合わせ先電話番号その他荷物の引渡しに必要な事項を記載した、書面による通知（以下「不在連絡票」という。）を行います。

- 2 当社は、以下の各号に定める引渡しを行った場合においては、不在連絡票により、それぞれ以下の各号に定める事項を荷受人に通知します。
- 一 前条第二項に定める荷受人の隣人（荷受人が集合住宅等に居住する場合はその管理人を含む。）に荷受人への荷物の引渡しを委託する方法
当社が荷物の引渡しを委託した隣人の氏名を通知
 - 二 宅配ボックスの設置された集合住宅等において、当該宅配ボックスを使用する方法
宅配ボックスへ荷物を入れた旨を通知
- 3 当社は、第十条に基づく置き配による荷物の引渡しを行わない場合（前条による対面等での引渡しを行わない場合を含む。）、当社の営業所その他の事業所で荷物を保管します。

（荷物の引渡しを行う日等）

第十三条 S B S _ E C o 宅配便では、お届け希望日及びお届け希望時間帯の指定はできません。

- 2 当社は、実受取日から、その荷物の運送距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（以下「荷物引渡し予定日」といい、運送を引受けた場所又は配達先が当社が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、実受取日から相当の日数を経過した日とする。）までに荷物を引き渡します。ただし、交通事情等により、その翌日に引き渡すことがあります。
- 一 最初の四百キロメートル 四日

二 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまでごと 四日

(荷受人の依頼に基づく変更)

第十四条 当社は、荷受人より当社が定める方法により依頼された場合には、荷物の引渡日時、配達先、及び荷物の引渡方法を変更して引き渡すことがあります。ただし、転送等を要しない旨を明瞭に記載した荷物については、この限りではありません。

(引渡しができない場合の措置)

第十五条 当社は、荷受人を確認することができないとき、又は荷受人が荷物の受取を拒んだときその他の理由により荷受人に対して荷物を引き渡すことができないときは、荷受人に対し、遅滞なく、相当の期間を定めて荷物の処分に関する指図を求めます。ただし、荷物が変質又は腐敗しやすいものである場合であって、相当の期間内に指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、直ちに荷物の売却その他の処分をすることができます。

2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用は荷送人の負担とします。

(引渡しができない場合の処分)

第十六条 当社は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、その指図を求めた日から三月経過した日まで荷物を保管した後、公正な第三者を立ち会わせてその売却その他の処分をすることができます。

2 当社は、前項の規定により処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対して通知します。

3 当社は、第一項の規定により処分したときは、その代金を指図の請求並びに荷物の保管及び処分に要した費用に充当し、不足があるときは荷送人にその支払いを請求し、余剰があるときはこれを荷送人に返還します。

第四章 指図

(指図)

第十七条 荷送人は、当社に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使することができません。

3 第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。

(指図に応じない場合)

第十八条 当社は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

- 2 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第五章 事故

(事故の際の措置)

第十九条 当社は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

- 2 当社は、荷物に著しい損傷を発見したとき、又は荷物の引渡し荷物引渡予定日より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 3 当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当社の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、その荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。
- 4 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 5 第二項の規定にかかわらず、当社は、運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。
- 6 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、荷物の損傷又は遅延が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥によるときは荷送人の負担とし、その他のときは当社の負担とします。

(危険品等の処分)

第二十条 当社は、荷物が第七条第一項第七号アに該当するものであることを運送中に知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。

- 2 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。
- 3 当社は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第二十一条 当社は、荷物の受取から引渡しまでの間に発生した荷物の滅失に関し証明の請求があったときは、荷物引渡予定日から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

- 2 当社は、荷物の受取から引渡しまでの間に発生した荷物の損傷又は遅延に関し証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日から十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

第六章 責任

(責任の始期)

第二十二條 荷物の滅失又は損傷についての当社の責任は、荷物を荷送人から受け取った時に始まります。

(責任と拳証)

第二十三條 当社は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2 当社は、荷物の引渡し後に滅失若しくは損傷又は滅失若しくは損傷の原因が生じたとしても、これによって生じた損害を賠償する責任を負いません。ただし、前項の場合は、この限りではありません。

(免責)

第二十四條 当社は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 荷物の欠陥、自然の消耗
- 二 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他のこれに類似する事由
- 三 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 予見できない異常な交通障害
- 六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災又は疫病
- 七 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 八 荷送人が出荷情報として通知するべき事項の過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失
- 九 前各号の他、当社の責に帰すことができない事由

(引受制限荷物等に関する特則)

第二十五條 当社は、第七条第一項第五号に該当する荷物については、その滅失、損傷又は遅延について損害賠償の責任を負いません。

- 2 当社は、第七条第一項第七号に該当する荷物については、当社がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。
- 3 当社は、壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物については、荷送人がその旨を出荷情報として通知せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた荷物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第二十六条 荷物の損傷についての当社の責任は、荷物を引き渡した日から十四日以内に通知を発しない限り消滅します。

- 2 前項の規定は、当社がその損害を知って荷物を引き渡した場合には適用しません。

(損害賠償の額)

第二十七条 当社は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格（発送地における荷物の価格をいう。以下同じ。）を当社の責任限度額金三十万円（以下「限度額」という。）の範囲内で賠償します。

- 2 当社は、荷物の損傷による損害については、荷物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。
- 3 前二項の規定に基づき賠償することとした場合、荷送人又は荷受人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、当社は限度額の範囲内で損害を賠償します。
- 4 当社は、荷物の遅延による損害については、第十二条の不在連絡票による通知が荷物引渡予定日の翌日までに行われたときを除き、荷物の引渡しが行われなかったことにより生じた財産上の損害を運賃等の範囲内で賠償します。
- 5 荷物の滅失又は損傷による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、第一項、第二項又は第三項の規定及び前項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。
- 6 前五項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって荷物の滅失、損傷又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。

(運賃等の払い戻し等)

第二十八条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、荷物に滅失、著しい損傷が生じたときは、運賃等を払い戻します。この場合において、当社が運賃等を収受していないときは、これを請求しません。

(除斥期間)

第二十九条 当社の責任は、荷物の引渡しが行われた日（荷物の全部滅失の場合にあつては、荷物引渡予定日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2 前項の期間は、荷物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

(連絡運輸又は利用運送の際の責任)

第三十条 当社が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当社が負います。

(荷送人の賠償責任)

第三十一条 荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りではありません。